

5. マイナンバーを使うとき

「社会保障」、「税」、「災害対策」に関する役所の手続きで必要となる書類に、ご自身や扶養家族の人のマイナンバーを記載します。

【社会保障分野】雇用保険、生活保護、健康保険、児童手当、障害者手帳など

【税分野】確定申告書、源泉徴収票、扶養控除、支払調書、法定調書など

【災害対策分野】被災者生活再建支援金の支給など

6. 亀岡市のマイナンバーの記載が必要になる申請手続

【税務課】

マイナンバーの利用が開始されることにより、平成28年1月1日以降に行われる市税に係る減免および非課税土地・家屋の申請、相続人代表の届出、償却資産に関する申告などには原則としてマイナンバーを記載していただくことになります。

なお、平成28年度(平成27年中収入)の市民税申告書などへのマイナンバーの記載の必要はありません。

【保険医療課・地域福祉課・子育て支援課・障害福祉課・高齢福祉課】

平成28年1月1日からマイナンバーの利用が開始されることにより、

- 国民健康保険の各種届出や申請
- 後期高齢者医療保険の各種届出や申請
- 生活保護の各種届出や申請
- 保育所(園)・市立幼稚園入所(園)のための支給認定(変更)申請
- 児童手当・児童扶養手当認定請求
- 障害に伴う手当、医療ほか障害福祉サービスの各種届出や申請
- 介護保険の各種届出や申請

などの手続きの際には、原則マイナンバーを記載していただくことになります。

申請などの際には、通知カードおよび本人確認を行うために必要な運転免許証などが必要です。

7. マイナンバーを記載した書類の提出時に、窓口で必要な本人確認書類

申請時の本人確認のために、次の①～③いずれかの書類をご準備ください。

- ①個人番号カード(番号確認と本人確認)
- ②通知カード(番号確認)と運転免許証・パスポート・障害者手帳などの写真付証明書(本人確認)
- ③個人番号の記載された住民票写し(番号確認)と運転免許証など(本人確認)

※運転免許証やパスポートがない場合…公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書などから2点以上が必要です。

※代理人が申請される場合…委任状、代理人の本人確認書類、本人の個人番号カード(写)もしくは通知カード(写)が必要です。

詳しくは、各担当窓口にお尋ねください。

問

税務課：TEL25-5011(市税)、保険医療課：TEL25-5025(国民健康保険)・25-5026(後期高齢者医療保険)、地域福祉課：TEL25-5030(生活保護)、子育て支援課：TEL25-5027・25-5028(保育所・児童手当など)、障害福祉課：TEL25-5031(障害に関する手当など)、高齢福祉課：TEL25-5182(介護保険)

亀岡プレミアムカードチャージ分の利用期限は12月31日(木)までです。